

# 階段基準の見直しにより、 空家等をシェアハウス等 として有効活用可能に

～既存住宅をシェアハウス等に転用する場合の階段基準（蹴上げ、踏面）の改正～

詳しくは  
提案募集方式データベース  
「28年」  
管理番号「48」  
で検索！  
QRコードからもアクセスできます



## ポイント

既存住宅をシェアハウス等に転用して利活用するためには寄宿舍としての階段基準を満たす必要があるが、手すりを設置するなど一定の安全上の措置を講ずれば、階段基準（蹴上げ、踏面）を緩和することで大規模な改修工事を要さず容易に有効活用が可能に

（「建築基準法施行令第23条第1項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件の一部を改正する件（平成29年国土交通省告示第868号）」）

